

津山市「道の駅久米の里」概要書

この概要書は、「道の駅久米の里」の管理運営に関しての市の基本的な考え方や基本情報を示すものです。「道の駅久米の里」の管理業務については、設置目的をより効果的に達成するため、平成18年度に指定管理者制度を導入して管理運営を行っています。

1 設置目的

地域産物の展示販売等による消費拡大と情報の発信及び道路利用の利便の向上を図り、地域産業の活性化等地域の振興に寄与するため、道の駅を設置する。

2 基本情報

- (1) 施設の名称： 道の駅久米の里
- (2) 所在地： 津山市宮尾563番地の1
- (3) 開館日： 平成12年5月 開館
- (4) 敷地面積： 9,784㎡ 駐車場面積： 3,025㎡ 54台収容
- (5) 施設概要： 構造 木造

活菜館（産地直売施設）	200.10㎡
仙人館（特産品展示販売施設）	85.98㎡
食遊館（地域食材供給施設）	120.50㎡
情報交流施設（トイレを含む）	168.00㎡

3 管理運営状況

- (1) 管理形態： 指定管理
- (2) 管理運営者： 指定管理者（(有)アグリ久米、津山市宮尾563番地の1）
- (3) 期間： 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日

4 「道の駅久米の里」の管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 施設利用者の安全確保を第一とする。
- (2) 施設の効率的・弾力的運営を行う。
- (3) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図る。
- (4) 利用者にとって快適な施設であることに努める。
- (5) 魅力ある自主事業を実施し、利用者のサービス向上に努める。
- (6) 個人情報の保護を徹底する。
- (7) 環境保護に配慮する。
- (8) 管理運営費の削減に努める。

5 開館日時

- (1) 開館時間 午前9時30分から午後6時まで
- (2) 休館日 活菜館、仙人館、食遊館は1月1日、1月2日、12月31日、第1月曜日は休業

6 業務内容等

道の駅久米の里条例（平成17年津山市条例第116号）第5条に掲げる業務

- (1) 本施設の施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) 本施設の維持管理に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) 本施設の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) 本施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、本施設の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

- 別紙1 道の駅久米の里条例
- 別紙2 管理区域平面図
- 別紙3 収支決算書
- 別紙4 売上高及び利用客対比表
- 別紙5 業務評価結果書
- 別紙6 前回の募集要項、仕様書